

諸伝にみる建永の法難 (二)

——住蓮房と安樂房の処刑地を中心として——

伊 藤 正 順

一、本稿の目的

「凡夫が報土に往生する」と教説する専修念仏教団に対しての批判は、最初は北嶺側の、いわゆる山門との間に始まった。北嶺側に対し、法然上人は元久元年(一二〇四)十一月に『七箇条制賊』⁽¹⁾を作成、門弟らに示し、天台座主に提出したことで混乱は納まったかにみえた。しかし翌年十月になると、今度は南都側が『興福寺奏状』を捧げ、専修念仏教団に対して糾問を求めた。彈正に積極的ではなかった朝廷側も、その翌年に安樂房と法本房の配流を認可したが、両弟子の配流は遅滞して実行されなかった。

ところがその翌年、建永元年(一二〇六)十二月に、後鳥羽上皇の女官の松虫姫と鈴虫姫が住蓮房と安樂房のもとでひそかに剃髪出家したことが上皇の逆鱗に触れ、ついに朝廷側もこの出来事を一つの口実として、翌年建永二年二月に宣旨を下した。それは、住蓮房・安樂房・善緯房・性願房の四名を死罪としたほか、法然上人、善緯房(親鸞聖人)をはじめ、淨聞房・禪光房・好覚房・法本房・成覚房・善懸房の八名を流罪に処すという厳しいものであった。⁽²⁾これがいわゆる建永の法難である。⁽³⁾法然上人は、四国への配流を「季来の本意」⁽⁴⁾と考え、「朝恩」⁽⁵⁾と受

け留めて法難に殉教されたといわれるが、前代未聞の処刑が実行された建永の法難は、日本仏教史上、極めて稀な出来事であったことは言うまでもない。

さて、筆者は先に、この建永の法難の真相について諸伝記などを参照しつつ論究してみた。^(a) 本稿の目的は、建永の法難の中心人物である住蓮房と安楽房の処刑地について考察することである。

二、住蓮房と安楽房の処刑地の分類

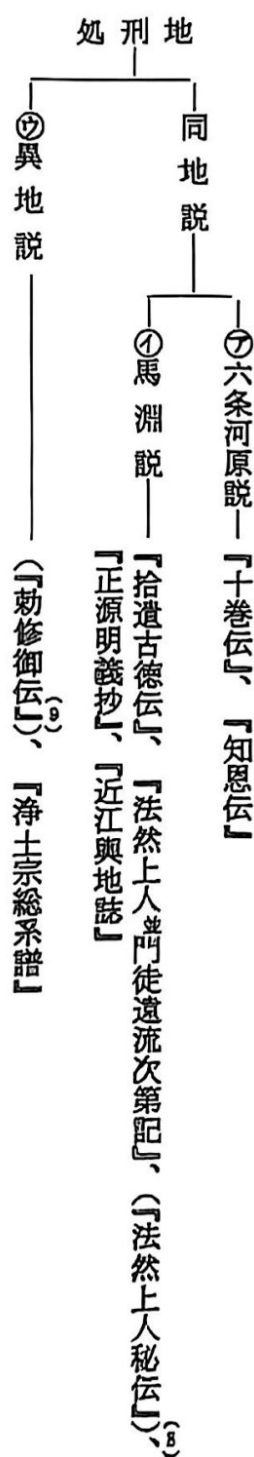
武士の血節をひく住蓮房と安楽房について、『正源明義抄』には、

たがひに在俗のときも申し承はり一所の傍輩たりしが、おくれさきだつことを歎き、終焉のきざみにはひとつはちすと契り^(b)

と記されているほど、仲良く明け暮れ称名に励んでいたと記されている。この両上人の処刑地は、現在、筆者の自坊である住蓮山安楽寺の寺伝にあるように、住蓮房が近江国馬淵、安楽房が六条河原であると伝承されている。

ところが、法然上人伝各種を繙いてみると、両上人の処刑地は、諸伝によってそれぞれ異なっている。それを内容から判断すると、処刑地が、両上人とも⑦六条河原説、①馬淵説（以上、同地説）と、②住蓮房が馬淵説、安楽房が六条河原説（異地説）の三つに分類できると思われる。

これを表にすると、次のようになる。



右の表からまず気づくことは、おおむね初期の段階に成立した伝記である『高田本』、『善導寺本』、『国華本』、『琳阿本』、『九卷伝』、『弘願本』の中には、両上人の処刑地が全く載っていないことである。また、現在伝承されている異地説を誌す古い文献は、比較的少ない。

前回の論文では、建永の法難が起こった直接の原因を諸伝記を繙きながら調査した。それを内容別にみると、浄土宗系、浄土真宗系、その他の系列に分類することができて、それぞれの特色が把握できた。それは、おのおのの宗旨の特色を示すものであると同時に、宗史の都合上、具合の悪いものは適宜削除し、あるいは加筆などして体裁を整え構成されてきたように思われる。また、あるものには興味本位のために、ことさら歪曲されたものもあったように考えられる。

今回調査した住蓮房と安楽房の処刑地についても、このように一定しておらず、今回は宗旨や宗史の特色を見出すことはできないが、おそらくある時期において、史実をまげて、適宜、史実を削除し、あるいは加筆などして伝承されてきたことは容易に想像がつくであろう。

三、住蓮房・安楽房の処刑地の分類の検討

次に、分類別に内容を詳細に考察してみよう。

まず、同地説中、⑦の両上人とも六条河原で処刑されたとする諸伝についてみてみよう。

『十卷伝』巻第七と『知恩伝』⁽¹⁰⁾下の内容⁽¹¹⁾は、ほぼ同じである。これらによると、住蓮房と安楽房が無実の讒訴によって後鳥羽上皇の逆鱗となって召し捕えられた。このことを知った九条兼実⁽¹²⁾は官人を遣って、両上人の高声念仏だけを停止したならば、処刑が免れる主旨を伝えた。しかし、両上人はこれを聞き入れず死刑が確定した。続いて『知恩伝』下には、

二人河原引出欲^レ誅^レ之。住蓮申云、何於^二一所不被^レ斬。官人曰、勅定也。住蓮云、設雖^二勅命今一度於^二一所欲^レ申臨終念仏。官人許具^二来安樂房。兩人日中礼讃始[○]。

とある。そして、日中礼讃の「弥陀真色」の偈文を唱えた時、西方に紫雲がたなびき、群衆の者は悲喜の涙を流して、礼讃を中止するように勧めたがやまなかつたと伝えている。さらに、最後の十念にさしかかった時、首が斬たれ頭が西の方向に飛んだが、二人とも合掌したままの姿であったので、周囲の者は驚いたと記している。

元禄十六年（一七〇三）の書写本で、「孝璘」の奥書のある『知恩伝』下巻の小題「住蓮安樂被^レ行^二斬刑^一事」の下に、註して、

絵詞無、又未^レ聞^二此事恐浮説敷可^レ尋[○]之。

とあって、住蓮房と安樂房の斬刑は「浮説」ではないかと疑問を提起している。

次に、同地説中、①の両上人とも馬淵で処刑された説について考察してみよう。

『正源明義抄』巻六には、住蓮房と安樂房の処刑について、

さらば誅せよとて佐々木の九郎吉実に仰付て近江の国馬淵にて誅せられんと欲す。

とあり、続いて、

極悪深重の衆生他力往生をとげんとおもはば、住蓮安樂を手本にすべく候とて一首

極楽に参らんことのうれしさに 身をば仏にまかせける哉

さて二人ともに誅せられ畢ぬ。

とあるように、辞世の詠を挙げているが、斬刑の様子は他本とほとんど同じである。

また、『法然上人秘伝』は、『正源明義抄』と同様に辞世の詠を挙げ、住蓮房の享年を「三十九歳」と記している。¹⁶ また、『法然上人並門徒遠流次第記』¹⁷は、『拾遺古徳伝』の内容とほとんど同じである。『拾遺古徳伝』巻七に

よると、

南北の学徒の奏事左右なく勅許。すでに罪名の議定に及で、はやく遠流の勅宣をくだされけり。⁽¹⁸⁾

として、法然上人以下、弟子八人の流罪の人々の名前と流罪地を挙げている。その後、死罪の人々の名前を次のように記している。

善綽房 西意^{於二摂津国一} 性願房、住運房、安楽房^{已上於二近江国馬淵一}

^{判官、不知二更名沙汰一}

^{二位法印尊長沙汰云}

この人々誅せらるゝ時面々に不思議の奇瑞をあらはす。⁽¹⁹⁾

とある。

また『法然上人並門徒遠流次第記』によると、

善綽房、性願房 於二摂津国一被レ誅佐々木判官沙汰

住運房、安楽房 於二近江国一誅馬淵法印尊長沙汰⁽²⁰⁾云

とある。

また、処刑地は記していないので表には掲げなかったが、『歎異抄』の末尾には、

被レ行ニ死罪一人々

一番 西意善綽房

二番 性願房

三番 住運房

四番 安楽房

二位法印尊長之沙汰也。⁽²¹⁾

とある。

このように多少の相違がみられるが、三つの文献に共通していることは、住蓮房と安樂房がともに「法印尊長の沙汰」があったと伝えていることであり、注目すべき記述であると思われる。この点については、次の項で改めて検討していきたい。

次に、⑨の異地説について検討してみよう。

『勅修御伝』卷三十三には、

翌年建永二年二月九日、住蓮安樂を庭上にめされて、罪科せらるゝとき、安樂、見有修行起瞋毒、方便破壊競生怨、如此生盲闍提輩、毀滅頓教永沈淪、超過大地微塵劫、未可得離三途身、の文を誦しけるに、逆鱗いよいよさかりにして、官人秀能におほせて、六條川原にして安樂を死罪におこなはるゝ時、奉行の官人にいとまをこひ、ひとり日没の礼讃を行ずるに⁽²²⁾

とあり、紫雲が空に満ちて、奇瑞をあらわしたと記されている。住蓮房については、僅かに、

門弟等なげきあへる中に、法蓮房申されけるは、住蓮安樂はすでに罪科せられぬ⁽²³⁾。

と記されているだけである。このように『勅修御伝』では、住蓮房の処刑地を示していないが、総合的に考えれば、安樂房とは処刑地を異にしていると判断すべきであろう。

また、『浄土伝灯総系譜』上の「日本弘伝第三 開宗門資第一」には、

住蓮上人東大寺維那実遍子也坐⁽²⁴⁾事終于江州蒲生郡馬淵⁽²⁵⁾

安樂上人外記入道師秀子也與⁽²⁶⁾住蓮同坐⁽²⁷⁾事終于六條河原⁽²⁸⁾

とあるように、住蓮房が馬淵において、安樂房が六条河原において処刑されたことを明瞭に誌している。

以上のように、住蓮房と安樂房の処刑地について検討してみた。六条河原説は、『平家物語』や『源平盛衰記』などに処刑の記述が散見されることから、当時の処刑場所として多く使われていたと考えられる。したがって、両

上人の罪科は別として、六条河原で処刑されることは充分に想定されることである。一方、馬淵説については、京都を遠く離れ、こともあろうに何故、馬淵を選んだのか疑問が湧いてくる。この点について、次項で検討していきたい。

四、馬淵処刑説について

馬淵で処刑された説について、『法然上人秘伝』には、住蓮房が馬淵において布教活動をしていたので、その信者へのみせしめのためにその土地で処刑されたように記している⁽²⁵⁾。しかし、このような記述は他本にはみられないので、些か疑わしい。前項①で示したように、住蓮房と安楽房の処刑について、『拾遺古徳伝』、『法然上人並門徒遠流次第記』、『歎異抄』には、「法印尊長の沙汰」があったと伝えている。この法印尊長と馬淵の関係や、法印尊長が処刑地を決定できるほどの権力があるとするれば、あるいはその当時の地位などを説明すれば、馬淵処刑説も判明すると思うのである。

馬淵（御僧塚）について、『近江輿地誌』巻六十には、

是供養塚より三町許東北の方にある大なる塚なり。いにしへ土御門院の御宇、法然上人弟子住蓮坊安楽坊誅罰せらるゝ死骸を埋の塚なり。元禄二年の比、村老一ツの墓を建。嘗て法然念佛専修の法を興行す。国制あつてこれを誡。住蓮、安楽身命を抛て修す。ついに此所において二僧を誅す。土俗或云。後代二僧の為に一寺を草創し、安楽寺と号し、蓮池を設て住蓮池と呼。蓋し二僧の勸業の厚をしたふとなり。一千の衆僧を供養し法事を修する事七日七夜、其後此所を号して千僧供村といふなりと。正慶年中回禄の難にかゝつて、寺焦土となりぬと云。今村老に問に、安楽寺、住蓮池の跡を知るものなし。住蓮坊姓は源頼親が苗裔実遍が子なり。今按ずるに、当村は比叡山千僧供料なり⁽²⁶⁾。

と記されている。現在、この馬淵は行政上「滋賀県近江八幡市千僧供町」といっている。この「千僧供」という地名のことの起りは、『源平盛衰記』摩卷第三十の「平家延暦寺願書の事」という項目に、寿永二年（一一八三）七月、平資盛ほか九名が、

可下以延暦寺二帰依准此寺一向仰天台仏法事⁽²⁷⁾

とある。また、日々に不利な源氏との戦乱の中に、北嶺の僧徒の向背を気にして、

近江国佐々木庄領家所得分等且為朝家安穩且為資故入道菩提併所廻向千僧供料一候也⁽²⁸⁾云

とあって、七月十九日に平宗盛より比叡山に寄進していることから、おそらくこの頃から「千僧供」と名付けられたものであろう。

さて、次に法印尊長とはどのような人物であつたろうか。⁽²⁹⁾

法印尊長の生い立ちについては明らかではないが、『蒲生郡志』には、後鳥羽上皇の第六子朝仁親王が慈円僧正の許に入室され、十四歳で出家した後、道覚法親王となつた方の介添えとして推薦され、建暦三年（一一二三）二月に、世間俗事一切は尊長と同心合力するようにと、慈円僧正から親王に譲られた譲進目録の中にも記されている。また、承久三年（一一二二）六月八日、押小路河原にあつた法印尊長の弟で三上皇が、北条軍のために尾張国で散々な目にあつた官軍の立て直しの事を議した後、そろって比叡山に行幸されている。その二日後、すなわち同年六月十日付の尊長法印の譲進目録をみると、

尊長法印遺領目録

進西山宮二譲狀載之也、彼狀云。

進上私領所々事。

（中略）

一所近江国小掠庄。

一所同国馬淵庄

一所運華王院領、肥後国宇土庄。

右仍謹以所_レ讓進_二如_レ件。

承久三年六月十日

法 印 花押

と記されているように、数ある私領の中で馬淵(淵)庄を譲っている。また、同年九月十七日には、詔によって法印尊長は逮捕されたことになっている。⁽³⁰⁾

以上のことから判断してみると、法印尊長は慈円僧正の最も信頼が厚く、また後鳥羽上皇に最も近く位置し、その上、比叡山にも相当な発言力をもっていたという人柄が浮かびあがってくる。また、有名な承久の乱の黒幕的存在であり、承久三年六月八日の軍議の二日後に、自らの所領を首謀者である後鳥羽上皇の皇子西山宮に譲っている。このことは、既に戦乱が不利な状況にあって、事志と違った現実を直観的に判断した結果の上になされたことと判断すれば、法印尊長は政治能力にもすぐれ、明確な頭脳を持っていたと想像されるのである。

さて、ここで問題となるのは、平家から比叡山に寄進された馬淵が、なぜ法印尊長の私領となったかということである。これは、『蒲生郡史』によると、佐々木家が比叡山に対して千僧供料を出すことを怠ったことがあって、比叡山より朝廷へ嗾訴し、佐々木定綱親子が罪に落ちたが、元久元年(一二〇四)四月に解決したことがみえてい⁽³¹⁾る。この解決にあたって慈円僧正が動いていることから判断すると、法印尊長が適当に処置したことであろうし、その結果、私領として比叡山から移ったのではなからうか。このように、朝廷や比叡山に大きな発言力をもつ法印尊長がこの処刑問題に対して沙汰していることは、裏面に隠された何かがあったならばこそ、処刑地を馬淵に移し、

決定させたのではないかと思うのである。

次に、処刑方法について若干論じてみたい。

五、住蓮房と安楽房の処刑方法について

住蓮房も安楽房も、言うまでもなく斬罪に処せられたことになっている。ところが、この斬罪に関して、初期の段階に成立した文献である『善導寺本』、『国華本』、『琳阿本』、『九卷伝』には何も誌されていない。今日伝えられる文献の中で、斬首の記述があるものを挙げてみると、『高田本』、『弘願本』には、「死罪行なはれにけり」とあり、『十卷伝』、『知恩伝』には、「住蓮安楽被_レ行_二斬刑_一事」とある。また、『勅修御伝』、『拾遺古徳伝』、『正源明義抄』、『法然上人秘伝』にも頭が切られたと記している。さらに『愚管抄』にも、「住蓮安楽頸きられにけり」とあり、『念仏無間地獄抄』にも「頭を刎られ畢ぬ」とある。このように、大部分の文献が斬罪を取りあげている。しかし、『明月記』や『皇帝紀抄』をみると、そのように簡単に落着いたもののように思われない。

すなわち、『明月記』の建永二年二月九日の条をみると、

近日一向専修之沙汰被_二擲取_一被_二拷問_一云非_二筆端所_一及_〇。

とある。このように、取り調べが残酷を極め、藤原定家自身が直接目にしたのではなく、当時の要路の人達から聞き伝えたものであったとしても、この日記に書き付けるのに堪えられないほど苛酷な拷問が行なわれたことと想像される。

さて、当時の僧侶に対する刑罰法『僧尼令』には、『正源明義抄』にも述べられているように、

たふときを流し奉る法には、俗名をつけ俗衣となさるゝことなり_〇。

とあって、一応還俗の後に苦役が、もしくは流刑というのが普通であって、死刑という法制はなかったようである。

住蓮房と安樂房は処刑されたと伝承されているが、果たして本当に処刑されたのであろうか。

『明月記』に示されているように、どのような苛酷な拷問が行なわれたかは判らないが、先にも触れたように、比較的初期の段階で成立した文献には処刑を示す記述はなかった。また、処刑地については両上人とも馬淵で処刑されたことを記す文献が多かった。これは一体、何を意味するものであろうか。

『明月記』の二月十日の条には、次のようにある。

天晴、任^ニ大臣^{云々}、巳時参上、申始出御訖退下、例笠懸^{云々}、新宿所寒風無術、仍参^ニ御所^一、入^ニ臥^一已講壇所、今朝兼時朝臣為^ニ入道殿^{云々}御使参、相^ニ具專修僧^{云々}、專非^ニ可^レ被^レ申事^一歟、骨鯁之御本性猶以如^レ此⁽⁴⁶⁾

この文意からすると、兼時朝臣が入道殿、すなわち九条兼実の御使として参内、朝廷のこの事件に対する行動を非難すると共に、専修念仏僧の救済を申し出ている。藤原定家が九条兼実の直情慳行な性格をいまさらのように書き留めているわけである。とすれば、住蓮房と安樂房は、あるいはどちらか一方は、苛酷な拷問によっても、なお一命をとりとめたのではないかと推察できるのである。

当初の文献では、住蓮房も安樂房も共に馬淵で処刑されたと記されていた。これから判断すれば、両上人とも一命をとりとめ、なお生き長らえていたかも知れない。しかし今日、異地説が伝承されていることから判断すれば、安樂房はすでに庭上において死去していたと思われるのである。

六、ま と め

このような視点から、今一度『勅修御伝』の記述をみてみよう。

『勅修御伝』によると、両上人の取り調べの模様は、「住蓮安樂を庭上にめされて、罪科せらるゝとき、安樂」⁽⁴⁷⁾は善導大師の『法事讃』の文を引いて、我等が修行する姿を見て嗔毒を起こす者は、永く三途の身を離れることは

できないと声高らかに言い放ったので、逆鱗がいよいよさかんになって、ついに死罪になったとある。

先の論文にも述べたように、法然上人の弟子のなかでも、とりわけ豪放我慢な性格であった安楽房が、身に覚えもない罪に対して反抗的態度を露骨にあらわしたのであろう。そして役人達に生盲闍提の輩と罵ったことから、役人達はいよいよ心証を害し、ついに筆端の及ばないような拷問が行なわれたのではなからうか。安楽房は、おそらく斬首の刑であったと思われる。しかし、これはあくまでも予告されたものでは決してなく、安楽房の豪慢な態度に対して心証を害した役人達の、法制外の一瞬の作為であったに違いないのである。

一方、住蓮房については、僅かに、

すでに罪科せられぬ。⁽⁴⁸⁾

と、さりげなく記しているだけである。とすれば、『明月記』の記録から考えあわすと、住蓮房はなお生き長らえていたのではないかと推察できるのである。

そこで先述した「法印尊長の沙汰」と絡みあわせてみると、九条兼実、慈円僧正の線から、かろうじて法印尊長によって救出されたかも知れない。しかし、都に置くわけにも行かないので、比叡山や朝廷の顔も立てて、ひそかに自分の所領である馬淵に置いたのではなからうか。そして、あくまでも表面上は処刑したことにしておいたのであろう。

また、安楽房も、すでに命終えたものながら、法律の埒外での思いがけない結果に取り調べ側も驚いて、常識的に六条河原で処刑したと発表せざるを得なかったのではなからうか。

そもそも同一罪名で起訴された住蓮房と安楽房の二人が、おのおの場所を異にして処刑されたと伝承されていること自体に問題があるのであって、このように解釈すれば、ごく自然に解決できると考えられるのである。

註

- (1) 『七箇条制誡』については、安達俊英氏の論文『七箇条制誡』諸本対照・訳註——『西方指南抄』と『黒谷上人語燈録』——(『法然上人研究』第四号所収、平成七年四月発行)に詳しい。
- (2) 『拾遺古徳伝』巻七(『法然上人伝全集』六二八頁下段)による。
- (3) 建永の法難については、平雅行氏の論文『建永の法難について』(『日本中世の社会と仏教』第三編八所収、平成四年十一月、塙書房発行)に詳しい。
- (4) 『勅修御伝』巻三十三(『法然上人伝全集』二二六頁)。
- (5) 同右。
- (6) 拙稿「諸伝にみる建永の法難」——住蓮房と安樂房を中心として——(『西山学会年報』第五号所収、平成七年六月発行)。
- (7) 『法然上人伝全集』八七二頁上段～下段。
- (8) 『法然上人秘伝』には、住蓮房が馬淵で処刑されたことは記しているが、安樂房の処刑場所については触れていない(ただし『浄土宗全書』第十七巻四四頁下段には「六条河原」とある)。しかし、『法然上人秘伝』の内容は『正源明義抄』の内容に近いので、書名を括弧した上で①馬淵説に含めた。
- (9) 『勅修御伝』には、安樂房が六条河原で処刑されたことは記しているが、住蓮房の処刑場所については触れていない。しかしその内容から、住蓮房が六条河原とは異なる場所で処刑されていると考えられるので、書名を括弧した上で②異地説に含めた。
- (10) 『法然上人伝全集』七〇六頁上段～下段。
- (11) 『同右』七五六頁上段～七五七頁上段。
- (12) 『同右』七五七頁上段。
- (13) 『同右』七五六頁上段。
- (14) 『同右』八七三頁上段。
- (15) この辞世の詠は、安樂寺の寺伝に伝えられている住蓮房の辞世の詠「極楽に生れんことのうれしさに 身をば仏にまかすなりけり」と酷似している。ちなみに安樂房の辞世の詠は、「今はただ云う言の葉もなかりけり 南無阿弥陀仏のみ名のほ

かには」である。

- (16) 『浄土宗全書』第十七卷四六頁下段。
- (17) 池田圓曉氏の資料「住蓮上人安樂上人雜考」による。
- (18) 『法然上人伝全集』六二八頁下段。
- (19) 同右。
- (20) 池田圓曉氏の資料「住蓮上人安樂上人雜考」による。
- (21) 『真宗聖教全書』二 宗祖部七九四頁〜七九五頁。
- (22) 『法然上人伝全集』二二四頁。
- (23) 『同右』二二六頁。
- (24) 『浄土宗全書』第十九卷一〇頁。
- (25) 『同右』第十七卷四六頁下段。
- (26) 『大日本地誌大系・近江輿地誌』下、八五頁（大正四年、同刊行会編）。
- (27) 『校註日本文学大系』第十六卷二〇二頁（大正十五年、国民図書株式会社編）。
- (28) 『同右』二〇四頁。
- (29) 法印尊長について、梯實圓氏著『聖典セミナー歎異抄』三五〇頁には「後鳥羽院の側近であった」と記されている（平成六年、本願寺出版社発行）。また、『古今著聞集』卷第十二「後鳥羽院御時伊予国の博奕者天竺の冠者が事」の中に、法印尊長が大変力持ちであったという逸話が残されている。（『日本古典文学大系』八十四卷三三八頁、昭和四十一年三月、岩波書店発行）。

- (30) 『近江蒲生郡志』卷一 三六七〜三六九頁（大正十一年、滋賀県蒲生郡役所発行）。
- (31) 『同右』卷二 一一五〜一四七頁。
- (32) 『法然上人伝全集』五一五頁下段。
- (33) 『同右』五三九頁下段。
- (34) 『同右』七〇六頁上段。
- (35) 『同右』七五六頁上段。

- (36) 『同右』二二四頁(ただし安樂房の記述のみ)。
- (37) 『同右』六二八頁下段。
- (38) 『同右』八七三頁上段。
- (39) 『浄土宗全書』第十七卷四四頁下段、四八頁上段。
- (40) 『法然上人伝全集』九七六頁上段。
- (41) 『同右』九七八頁上段。
- (42) 『同右』九六八頁上段。
- (43) 『同右』九七三頁下段。
- (44) 『同右』九六八頁上段。
- (45) 『同右』八七二頁上段。
- (46) 『同右』九六八頁上段。
- (47) 『同右』二二四。
- (48) 『同右』二二六頁。